

高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の約2割～3割を占め、特に高齢者での重症化が問題になっています。肺炎球菌ワクチン接種により、肺炎の予防や肺炎にかかっても重症化を防ぐ効果が期待されます。

※公費で受けられるのは、初回接種の方で1人1回限りです。

期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

対象者 市内在住で下記に該当する方
 ●65歳の方（誕生月の翌月に個別通知をしています）
 注：65歳を超える方を対象とした経過措置は、令和6年3月31日に終了しました。
 ●60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫不全で身体障害者手帳1級の交付を受けている方、またはそれと同等の障がいがあり医師の診断書のある方
 ※ただし、今までに一度でも（自費でも）肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを受けた方は対象外です。



費用等 3,000円
 （生活保護世帯に属する方・中国残留邦人支援給付制度適用の方は無料、市民税非課税世帯に属する方は事前申請により無料）

問い合わせ 健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎048-960-1100

リハビリなんでも相談

けやき荘・くすのき荘・ひのき荘・ゆりのき荘・保健センターにおいて、理学療法士・作業療法士によるリハビリ等の相談を実施しています。

実施場所	実施日	その他
けやき荘	4月・7月・10月・1月の第4金曜日（原則）	予約不要 (9:30～11:00に直接会場へ)
くすのき荘	5月・8月・11月・2月の第3金曜日（原則）	
ひのき荘	6月・9月・12月・3月の第2金曜日（原則）	
ゆりのき荘	毎月第2木曜日（原則）	
保健センター	毎月第1・3火曜日（午前）※事前に健康づくり推進課に予約が必要です。年齢不問	

対象者 60歳以上の方・先着8名

費用 無料

問い合わせ 健康づくり推進課 健康づくり担当 ☎048-960-1100



子育て支援のご案内

「こしがや子育てガイドブック」に、妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関するさまざまな支援を掲載しています。

配布場所 市役所（子ども施策推進課）、出張所、保健センター、児童館など
 ※市ホームページからも閲覧できます。

問い合わせ 子ども施策推進課 ☎048-963-9165
 ※発行、配布に関してのみ。各種支援に関しては、各担当課へのお問い合わせとなります。

介護予防のための取り組み（教室・講演会・パンフレットの配布等）

介護予防に関する講演会や介護予防教室などを利用できます。各講座・教室の詳細、申込み方法は広報紙または市ホームページ等でお知らせします。

対象者 市内在住の65歳以上の方

問い合わせ 地域包括ケア課 ☎048-963-9163

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のことです。

選ばれた成年後見人などが、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら、本人に代わって手続きなどを行うことで、財産を適正に管理します。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります

●法定後見制度

法定後見とは、認知症などにより、現に本人の判断能力が低下した場合に、親族等の請求により、家庭裁判所が選任した成年後見人等が法定の権限に基づいて本人の財産管理や身上監護を行う制度です。次の3つの種類があります。

後見

自分の財産を管理・処分できない場合

保佐

財産の管理・処分について、つねに援助が必要な場合

補助

財産の管理・処分について、ときに援助が必要な場合

●任意後見制度

任意後見とは、判断能力のあるうちに公正証書を作成して任意後見契約を結び、判断能力が低下した時の事務（財産管理や療養看護に関する事務）の内容と、後見人になる人を定めておく制度です。支援を開始する場合は任意後見人の職務を監督する任意後見監督人を家庭裁判所が選任します。

後見人にはだれがなれるの？

親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人など。最も適切な人等を家庭裁判所が選任します。

申請の方法

まずは相談を

役所の相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会、司法書士、弁護士に事情を相談します。

家庭裁判所に申立て

本人または配偶者や親族などが家庭裁判所に申立てをします。

必要な書類

申立書、本人の戸籍抄本、本人と後見人等候補者の住民票、登記されていないことの証明書など。

お問い合わせ・ご相談

- 法務省ホームページ…………… URL <https://www.moj.go.jp/>
- 成年後見制度全般のお問い合わせ…………… 成年後見センターこしがや Tel.048-966-2281
- 成年後見制度の申立について…………… さいたま家庭裁判所越谷支部 Tel.048-910-0123
- 成年後見登記について…………… 東京法務局民事行政部後見登録課 Tel.03-5213-1360
- 任意後見契約について…………… 越谷公証役場 Tel.048-962-2796